

審 査 基 準

令和 6 年 8 月 1 日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	営業所の構造又は設備の変更の承認
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	① 基準 風俗営業等適正化法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 4 条第 2 項第 1 号（構造及び設備の技術上の基準）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 2 項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第 7 5 条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準） ② 関係規定 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 1 7 条において準用する第 1 条第 1 号～第 3 号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 8 7 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	申請に係る営業所の实地調査を行った日から 1 0 日
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	法令の規程の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 6 年 6 月 2 7 日 警察庁生活安全局）第 1 2 の 8、第 1 7 の 1、第 2 4 の 2 及び第 2 7 の 1 を参照すること。